<立地基準>

(2) 次のいずれにも該当する土地の区域

流下能力に支障のない土地の区域

<第4条第2号イ>

イ 開発行為に係る区域内の下水 (下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第 1号に規定する下水をいう。)を有効に排出するとともに、その排出によっ て河川の流下能力に支障をきたさず、当該区域及びその周辺の地域に溢水等 による被害が生じないような構造及び能力を有する排水路その他の排水施 設が適当に配置されている土地の区域

【理由】

降雨等により溢水を起こしている河川の流域に存する土地の区域における開発行為は、下流域の土地の区域に新たな溢水被害を巻き起こすおそれがあり、現在、市街化調整区域内において、雨水を一時的に貯留している「田」「畑」これらに類する土地に開発行為が行われた場合、従前土地において貯留していた雨水量以上の貯留等が行なわれなければ、既存の河川等の排水量が増加することとなる。

そこで、このような問題が発生しない土地の区域として、既存の河川の排水量を増加させない土地の区域又は流下能力に応じた雨水の流出抑制が可能な土地の区域を条例の対象として、流下能力が不十分な河川の流域の開発行為については、当該河川の排水量を増加させない又は流下能力に支障を与えない雨水流出抑制施設の整備を義務付けたものである。

【解 説】

新たな立地基準として、「開発行為に係る区域内の下水(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1号に規定する下水をいう。)を有効に排出するとともに、その排出によって河川の流下能力に支障をきたさず、当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力を有する排水路その他の排水施設が適当に配置されている土地の区域」との下水排出要件を設けることとした。

また、船橋市の市街化調整区域は、市街化区域にすることは考えていないことから、船橋市の河川計画では、田、畑、森林等これらに類する土地で宅地開発による雨水流入は考慮されていないため、その周辺区域に溢水等による被害が生じないような構造として、河川の将来計画では、年超過確率50分の1、1時間降雨量おおむね70mmであることから、ヘクタール当たり1、370立方メートルの雨水流出抑制施設を設けるものとする。